

島本町史編纂委員会編

『島本町史 史料編』

本巻は、先に出版された『島本町史本文編』の別巻として編まれたもので、編年文書・家別文書の二部から成っている。第一部の編年文書は、在地史料である家別文書以外の山崎に関する古記録、古文書を集成したもので、その点、内容としては『編年町外史料』とでもいうべきものである。京都と難波を結ぶ最短距離に位置し、古来より水陸交通の要衝であった山崎津に関する史料が網羅されているので、商業交通史や京郊惣村（町）の研究には不可欠の記事を多く含んでいる。中には『東大寺文書』や『東寺百合文書』等の未刊古文書も収載されているが、何といっても大部分は従来から公刊されていた古記録・古文書の再録であるだけに、新史料といった性格のものは少ない。

紹介 その点、第二部は、従来影写本（京大には三冊本・五冊本の二種がある）でしか知られていなかった『離宮八幡宮文書』およ

び、在地で新発見の『疋田家本離宮八幡宮文書』『童使出銭日記』が一挙に活字化され、学界に裨益するところは計り知れないものがある。また『水無瀬神宮文書』も、戦前には大阪府から刊本が出、近くはその一部が『高槻市史史料編1』によって翻刻されたものの、戦前の版は早く品切れになり、その入手は困難を極めていただけに、今般全文書が刊行されたことは我々研究者にとって莫大な恩恵である。本欄では、主としてこの家わけ文書を中心に簡単に紹介致したい。

家別文書のうち、『童使出銭日記』は、静岡大学講師本多隆成氏の担当で、すでにその内容と史料の価値については本多氏自ら、日本史研究一三四号に、「中世末・近世初頭の大山崎惣中」と題して詳述されており、本日記を利用される読者は是非その論考を参照されたい。残る『水無瀬神宮文書』『離宮八幡宮文書』の総数五四三点におよぶ古文書の校訂、校注は、殆んど同町史編纂嘱託小西瑞恵氏が独力で当たられたように聞いている。周知のように右二文書、

とくに後者は、中世、なかんづく南北朝・室町・戦国に及ぶ幕府・守護関係文書が集中しており、古くから大山崎惣中が西国方面の軍事的拠点として幕府から重要視されていたこともあって、有力武将の発給文書が大量に残存しているという、畿内の現存古文書中でも特異なあり方を示している史料である。それだけに、この文書のみによってその存在が確認される武将・守護被官も決して少なくはなく、畿内に於ける政治史研究の恰好な史料として利用価値はすこぶる高いというべく、五百点を超える文書の校注が一主婦の手によってなされたということ自体、一つの驚異であり、それだけで畏敬の念を禁じ得ない。

担当者の小西氏は、京都大学の修士課程を修了され、一時東京で昭和薬科大学の助手を勤められたのち関西に戻られ、多忙な御家庭の雑事の合間に町史嘱託として研究を続けてこられた篤学である。同氏には古く播磨大部荘の農民闘争を扱った論稿二篇があるが、最近は大山崎惣町共同体に関する研究を進められ、今年度の日本史研究会

報告者の一員に加わられたことは記憶に新しい。文字通り大山崎研究の泰斗といえよう。

さて『水無瀬神宮文書』は戦前から史料集として出版済でもあり、内容の紹介は最小限にとどめたい。影写本も東大・京大共に架蔵されており、大部分は学界既知の史料である。ここには後鳥羽上皇が死去の直前に水無瀬信成父子に宛てた著名な手印置文があり、これと『正倉院文書』所収天平勝宝八年の、これ又有名な水無瀬庄絵図が、原色版で口絵写真に収載されている。さらに本文書には、摂津・加賀・出雲等の室町期に於ける守護関係文書が多数残存しており、また室町幕府開創期の二元的政治をめぐって話題を呼んだ足利直義の裁許下知状正文が二通、禁制が一通あるのが注目される。文書名、校注の打ち方は概むね妥当と考えられるが、なお若干の疑点もあるように思われる。

五三・五四号の差出人松田左衛門尉・安威左衛門尉を守護使と比定されているが、この兩名は守護の管国吏員又は奉行人ではなく、幕府指定の遵行使とでもいうべき地位にある人物で、当時これを「兩使」と呼んだ（佐藤進一氏著『室町幕府守護制度の研究上』P八〜九参照）。安威某については、摂津の国人に同姓の者がいるほか、当時幕府奉行人にも安威詮有ほかこの姓の者が所見され、甚だまぎらわしいが、貞治五年九月といえれば従来の研究では摂津守護不設置の時期に相当し（佐藤氏前掲書P三九〜四〇）、幕府は当地の遵行を兩使に指令したものと見られる。この兩人による打渡状は、『天竜寺宝篋院文書』（京大影写本）にも一通ある（前掲高槻市史）。また九六号文書の宛先、摂津守を細川政元に比定されているが如何であろうか。奉者の飯尾家兼が政元の奉行人である（拙稿「管領代奉書の成立」古文書研究七・八号）からには、被官が直系の上司である守護に文書を宛てるなどは有り得ないことである。この摂津守は恐らく当時幕府の段銭奉行である評定衆撰津之親であろう（小林保夫氏「地方頭人考」本誌五八巻五号ほか）。摂津守は撰津家の極官である。この種の奉書は『多田

神社文書』（川西市史料編）にも一通あるので参考までに。九九号の奉者政親は、清ではなく神宮方頭人撰津氏である。

一一二号の宛先、薬師寺与一は恐らく元一ではなく園長であろう（元一は永正元年九月刑死、拙稿「摂津に於ける細川氏の守護領国」兵庫史学六八号収載予定）。一一六号の前越前守は、花押から推して細川高国の奉行人中沢秀綱である（前掲拙稿「管領代奉書の成立」）。

次に『離宮八幡宮文書』に移ろう。この文書の特徴は、一等級の武家文書が揃っていること、しかも殆んどが正本の形で伝存していることにある。その点に限れば、該史料の価値は『東寺百合文書』にも匹敵するといっても過言ではあるまい。しかしそれだけに校注には細心の注意と幅広い知識が要求され、担当の小西氏にかかった負担は甚大なものがあつたらうと推察される。この種史料集の公刊は、学界の急需がありながら、所謂労多くして功少なく、とかく研究者として敬遠しがちである。この困難な事業を殆ど独力で遂行された小西氏の勞

を多としたい。文書の内容に関しては、佐々木銀弥氏・脇田晴子氏ら商業史家によって広く紹介されているのでここでは繰り返さない。ただ、荏胡麻油の専売・自由通行の保証を、室町幕府は主として諸国の守護を介して指令したので、この文書には近江・摂津・播磨を初めとして豊富な守護関係文書が残されることになった。例えば、一一・一一二各号文書と、『南禅寺文書上』所収長祿二年の幕府御教書を対照することによって、従来山名持豊が一円に守護権を有していたと見られていた播磨に於て、赤穂・揖西の少くとも両郡が山名是豊の分郡であったことが新たに判明する。(従って一一・一一二号の山名持豊は是豊が正しい)

他に紹介者の題目した若干の点を摘記しておく。九五号の細川九郎は、政元でなく勝元のミスと思われる。一一四号・一一六号はともに近江坂田郡守護京極持清の奉行人奉書で、前者の左側奉者は多賀昌宗、後者は下河原某および多賀高忠(『佐々木文書』『醍醐寺文書』ほか)に相違ない。ま

た一四八号は摂津西成郡守護細川政賢奉行入、一四九・一五〇各号は西成郡守護代各各給文書である(『尊経閣古文書纂所収飯尾文書』『大徳寺文書』前掲拙稿兵庫史学参照)。二〇八号の赤沢朝経は永正四年に死去しているので、本号は一五五号の前にならぶべき文書であろう。以上は、本文書の利用に際して少しでも便宜をと考えたまでの蛇足にすぎず、本書の史料価値にはなんの影響もないことをお断わりしておく。

最後に、望蜀を承知の上で今後の史料集編纂へのささやかな注目を呈することを許し願いたい。本巻のように利用価値の高い史料集に、花押影の写真が付せられていないのは何とも残念で、惜しまれてならない。例えば『離宮八幡宮文書』の一四二号の花押は、これと宮内庁所蔵『壬生家文書』の内藤元貞遵行状・弓庭若狭入道打渡状の花押を対照して初めて丹波桑田郡代弓庭某の発給文書と判明するのである。従って一四二号の花押形状が不明である間は、同文書の利用は不可能に近い。結局、折角珠玉の史料集を手にしても利用に当っては

影写本を再点検せねばならぬという状況では、校訂者の労も充分には報われぬのではなからうか。特に本文書の如き、偽文書や写の存在を全く心配しなくてよい史料であっては猶更である。僅少の経費と労を惜しんで悔をあとに残されることのないよう、各地方史編纂の方に切望したい。

(A5判 五七八頁 図版六頁 一九七六年三月 島本町役場)

(今谷 明 京都大学研修員)

J・H・ブラム著 鈴木利章訳

『過去の終焉』

経済誌にはよく「イギリス病」という言葉が登場する。戦後最大の不況に直面して各国とも経済情勢は必ずしも良くはないが、中でも、英国では危機は経済のみならず、政治、社会の諸分野においても深刻なものであるという。その危機に直面した英国の知識人はどのように対応するのか、その一人歴史家J・H・ブラムの場合がここにある。簡単に内容を紹介しよう。

ブラムは過去 past と歴史学 history と